

II-13 広島県廿日市市福祉事務所

- ・平成15年3月、広島県廿日市市と佐伯町及び吉和村の合併。
- ・生活保護について、市の福祉事務所におけるノウハウがあったことから、引継等に特段問題が発生しなかった事例。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

名称：廿日市市福祉事務所
所在地：廿日市市下平良一丁目11番1号
電話 0829-20-0001 FAX 0829-31-1999

〈設置年月日〉

- ・平成15年3月1日
- ・廿日市市、佐伯町及び吉和村→「廿日市市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

- H11.12 佐伯町から「合併に関する調査・研究」の申し入れ
- H12.7 「廿日市市・佐伯町広域行政調査研究会」発足（開催回数：6回）
- H13.6 研究会に吉和村が加入
「廿日市市・佐伯町・吉和村広域行政調査研究会」発足
- H13.8 任意の合併協議会発足
「廿日市市・佐伯町・吉和村合併研究協議会（開催件数8回）
- H14.4 法定合併協議会発足
「廿日市市・佐伯町・吉和村合併協議会」（開催件数7回）
- H15.11 廿日市市・佐伯町・吉和村合併協定調印式開催
- H15.2 県からの佐伯町、吉和村分の事務引き継ぎ
- H15.3 合併

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・昭和63年に廿日市市は市に移行しており、福祉事務所は設置済み。
- ・合併後も廿日市市の庁舎を本庁舎として利用しており、福祉事務所についても同様。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・廿日市市福祉事務所設置条例
- ・廿日市市福祉事務所事務委任規則

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- H13.9 「合併研究協議会だより」の発行開始（毎月1日発行 計6回発行）
- H13.11～12 住民説明会の開催 3市町村合計22会場
- H14.4 「廿日市市・佐伯町・吉和村合併協議会」ホームページの開設
- H14.5 「合併協議会だより」の発行開始（毎月1日発行 計8回発行）
- H14.10 合併に関する住民説明会の開催（3会場）

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

ケースワーカーの経験年数が短いことから、充分な対応ができないことや問題解決に時間がかかることがある。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・社会福祉主事については、福祉事務所職員のうち、優先順位の高い職種から年4～6名通信教育を受講し、資格取得を行っている。
- ・このため、ケースワーカー等の必要性の高い職種においては、資格未保有者はいない。（資格取得中はあり）

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・一般職においては県との人事交流を実施しているが、本市の福祉事務所職員を県福祉事務所に派遣する等福祉関係での人事交流は実施していない。
(過去、市制移行時は県及び町と福祉事務所設置に関し、人事交流を実施。)

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・特に実施していない

〈特に多大な時間や労力を要した引継ぎや事務等〉

- ・児童扶養手当、ケース等県からの引き継ぎを必要とする事務については、事務引継の会議を数回実施した。
- ・生活保護業務に関しては、数回引継に関する打ち合わせを行ったが、県と同様の電算システムを利用していたことや、引き継ぎを受ける生活保護世帯を、1ヶ月程度県の職員同行し、訪問を行ったことで、概ね円滑な事務引継を行うことができた。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・生活保護のケースの増加及び複雑な事案も年々増加しているため、経験ある職員の配置が必要。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

旧町村役場の庁舎では、合併後も支所として相談業務等を行っており、生活保護等の受付業務は実施しているため、地域住民からのアクセスに変化はないが、市域が大幅に広がったことから、ケースワーカーが保護の決定等を実施する際、訪問面接活動に多大な時間を要する結果となった。

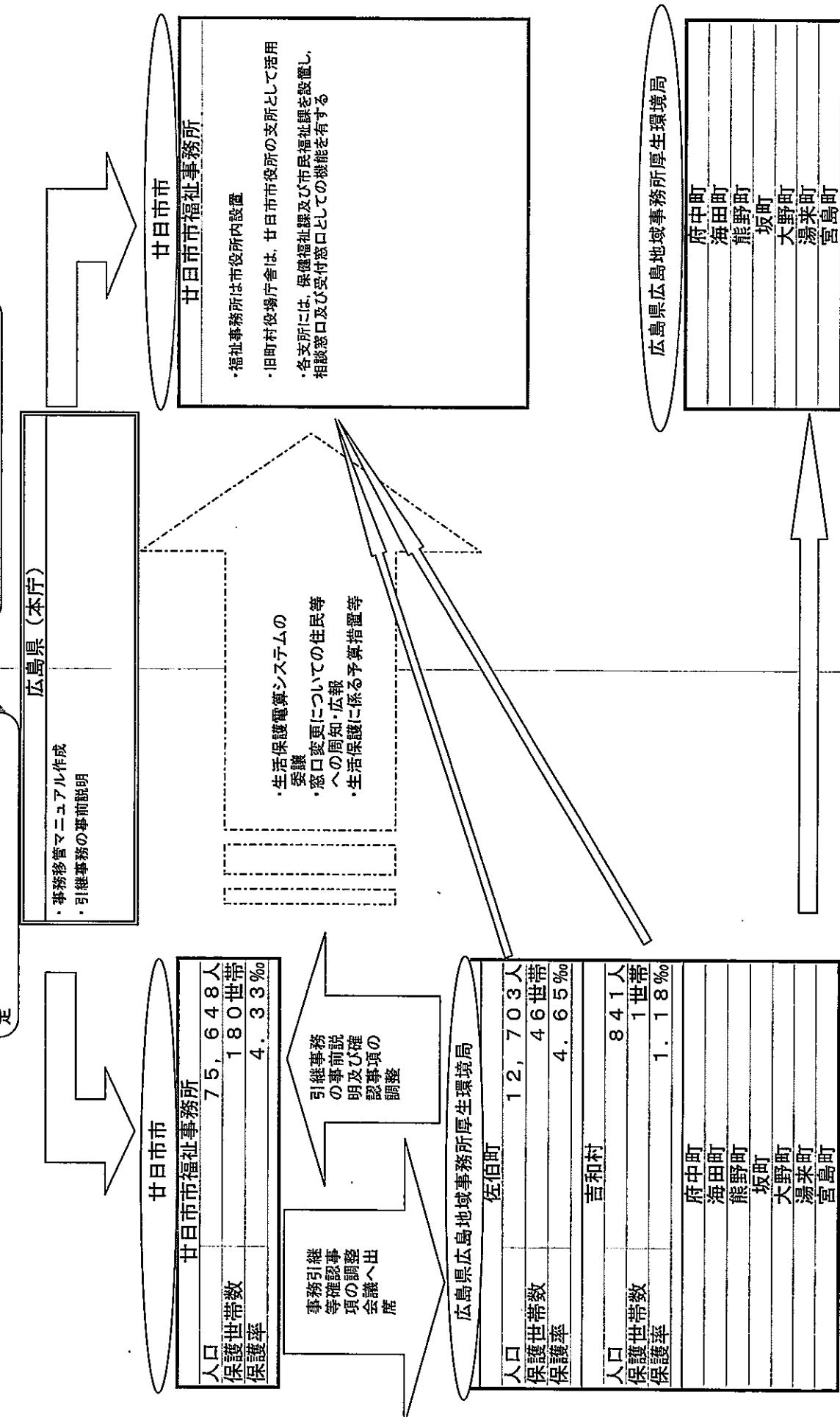
広島県廿日市市福祉事務所 事務等移管イメージ

合併前

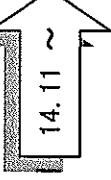
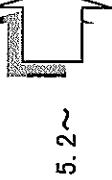
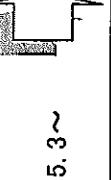
広島地域事務所厚生環境局所管の佐伯町及び吉和村と廿日市市が合併予定

合併後

廿日市市と佐伯町及び吉和村が合併して「廿日市市」となる



廿日市市福祉事務所事務移管スケジュール

		新福祉事務所開所 15. 3			
事項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援（引継事務の事前説明及び確認事項の調整）		 14. 11 ~			
生活保護業務移管支援 (市職員が佐伯町及び吉和村の被保護世帯を県職員に同行して訪問)		 15. 2 ~			
町より県福祉事務所へ職員の派遣		【なし】			
県より市福祉事務所へ職員の派遣		【なし】			
生活保護等の電算システムの移行		 15. 3 ~			

II-14 広島県呉市福祉事務所

- ・平成15年4月、広島県呉市と下蒲刈町の合併。
- ・生活保護について、市の福祉事務所におけるノウハウがあったことから、引継等に特段問題が発生しなかった事例。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

呉市福祉事務所
広島県呉市和庄1-2-13
電話 0823-25-3132 FAX 0823-24-4863

〈設置年月日〉

- ・平成15年4月1日
- ・呉市、下蒲刈町→「呉市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

- ・従来から呉市には福祉事務所が設置されており、また各町は呉市へ吸収合併となるため、経緯について特筆すべき事項はない。

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・「すこやかセンターくれ」内に設置
- ・市民の利便性の低下防止のため、旧町庁舎に支所を設置し、その窓口では各種福祉関係の申請受付、給付、相談等の窓口業務を行っており、サービス低下の防止に努める。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・呉市福祉事務所設置条例

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・合併協議の進行状況については、「呉地域合併問題協議会だより」を発行し、各世帯に配布した。
- ・合併前（3月中旬）に「呉市からのお知らせ」という合併後の各種受付、相談窓口を掲載したパンフレットを作成し全戸配布を行った。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

合併による被保護世帯の増加に伴う増員の検討。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・特になし

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・特になし

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・特になし

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・国県の補助金及び負担金の実績報告事務、決算事務等
- ・障害福祉関係、高齢者福祉関係等の合併町からのデータ移行事務
- ・呉市独自のサービスを合併町の対象者に提供するための事務

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・特になし

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・特になし

広島県吳市福祉事務所事務 等移管イメージ

合併前
吳地域事務所厚生環境局所管の
下蒲刈町と吳市が合併する予定

- ・事務移管マニュアル作成
- ・引継事務の事前説明

広島県(本庁)

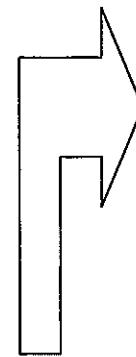
吳市
吳市福祉事務所

人口	202,443人
保護世帯数	1,926世帯
保護率	13.57%

引継事務
の事前説明及
び確認事項の
調整

事務引継
等確認調
整会議へ出
席

合併後
下蒲刈町と吳市が合併して「吳市」



吳市
吳市福祉事務所

・福祉事務所は「すこやかセンター
<れ>内に設置

広島県吳地域事務所厚生環境局

江田島町

音戸町

倉橋町

蒲刈町

能美町

沖美町

大柿町

安浦町

川尻町

豊浜町

豊町

広島県吳地域事務所厚生環境局

人口	216人
保護世帯数	15世帯
保護率	9.23%

江田島町

音戸町

倉橋町

蒲刈町

能美町

沖美町

大柿町

安浦町

川尻町

豊浜町

豊町

※数値は15.2.28現在

吳市福祉事務所事務移管スケジュール

		新福祉事務所開所 15.4			
事項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援（引継事務の事前説明及び確認事項の調整）		14.11 →			
生活保護業務移管支援 ・業務移管の事前打合せ（1日） ・市職員が下蒲刈町の被保護世帯を県職員に同行して訪問（1日）		15.3 →			
町より県福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】	14.11 →			
生活保護等の電算システムの移行					

III-15 茨城県守谷市福祉事務所

- 平成14年2月、守谷町の市政施行に伴う福祉事務所設置。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

守谷市福祉事務所

茨城県守谷市大柏950番地1

電話 0297-45-1111

FAX 0297-45-6527

〈設置年月日〉

平成14年2月2日／市制施行に伴う福祉事務所の新設

〈市制施行に向けた取り組み開始から施行までの主な経緯〉

○福祉事務所設立準備ワーキングチーム会議

生活保護、障害福祉、児童・母子、高齢福祉の担当者と江戸崎地方福祉事務所

平成13年2月～平成13年11月 開催回数6回

○県職員派遣 平成13年4月～平成16年3月

福祉事務所設立準備から実務の指導

○生活保護の業務の準備は、平成13年4月から県からの派遣職員1名、市の職員1名と
県へ生活保護実務研修に派遣している市職員1名の3名で準備が行われた。

○県へ市職員派遣（生活保護実務研修）平成13年4月～平成13年11月

○福祉事務所設置に伴う生活保護会計事務担当者1名増員 平成14年2月1日

○県から最終事務引継ぎ 平成14年2月2日

○守谷市福祉事務所新設 平成14年2月2日

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- 市役所本庁舎内に福祉事務所を新設

〈条例規則等の整備状況〉

守谷市福祉事務所設置条例 平成13年12月25日制定
守谷市福祉事務所組織規則 平成14年2月1日制定
守谷市福祉事務所長委任規則 平成14年2月1日制定
守谷市福祉事務所長の権限に属する事務の専決に関する規定
平成14年2月1日制定
守谷市家庭児童相談室設置規則 平成14年2月1日制定
守谷市児童福祉法施行細則 平成14年2月1日制定
守谷市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則
平成14年2月1日制定
守谷市知的障害者福祉法施行細則 平成14年2月1日制定

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・市制施行特別版広報 平成14年2月

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

当市職員のみでは、経験のある現業員や査察指導員の確保が困難なことから、県本庁に対し、県の職員を福祉事務所設立準備段階から派遣してもらうよう要請した。また、福祉事務所を設置してからも査察指導員の経験がないことから査察指導員として実務指導をかね派遣を受けた。

〈必要な有資格者の確保について〉

社会福祉主任用資格の未保有者については、社会福祉主任用資格の取得のため通信講座を受講し取得しているが、職員の定期異動により社会福祉主任保有者を担当者として確保するのは困難である。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

福祉事務所新設前に職員1名を県福祉事務所に派遣し、生活保護実務研修を行わせた。（平成13年4月～平成13年11月）

市福祉事務所新設準備段階から県の職員の派遣を受け入れている。（平成13年4月～平成16年3月）

市福祉事務所設置後において、引き続き査察指導員として、指導的役割を担ってもらうた

め県職員の派遣を受け入れている。(平成16年3月まで)

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・特になし

〈特に多大な時間や労力を要した引継ぎ事務等〉

市福祉事務所設立準備ワーキングチームを設置し、様々な事項の協議を行ってきた。県地方福祉事務所による制度の説明と事務移行の計画策定に時間を要した。また、福祉事務所の事務の移管に関する検討会を、2箇月に1回開催してきた。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・特になし

茨城県守谷市福祉イメージ 業務等移管イメージ

市制施行前
江戸崎地方福祉事務所事務所の6町
2村のうち守谷が市制施行予定

市制施行後
守谷町が「守谷市」となる

人口	165,986
保護世帯数	338
保護率	2.78
江戸崎町	
新利根町	
河内町	
桜川村	
東村	
藤代町	
利根町	
守谷町	

- ・事務移管等マニュアル作成による支援
- ・生活保護関係の説明会
- ・生活保護システムデータの移管
- ・窓口変更についての住民への周知・広報
- ・条例・規則の制定
- ・生活保護に係る予算措置

茨城県（本庁）	
・監察指導員による支援	・生活保護事務に関する派遣
・生活保護関係の説明会	・情報提供
守谷市	守谷市福祉事務所
	・福祉事務所は市役所内設置

人口	114,528
保護世帯数	286
保護率	3.38
江戸崎町	
新利根町	
河内町	
桜川村	
東村	
藤代町	
利根町	
守谷町	

守谷市福祉事務所事務移管スケジュール

事項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所設置支援					
生活保護業務移管支援					
町より県福祉事務所へ職員の派遣					
県より市福祉事務所へ職員の派遣					
生活保護等の電算システムの移行					
新福祉事務所開所 14.2	13.2	13.2	13.4～11	13.4～16.3	14.1～

III-16 千葉県白井市福祉事務所

- ・ 平成13年4月、千葉県白井町の市制施行に伴う福祉事務所設置。
- ・ 生活保護業務については、新市施行後も県に問い合わせや相談を行い、県の支援を受けることで、担当職員の不安を解消するようにしている。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

白井市福祉事務所

白井市復1,123

電話 047-492-1111 FAX 047-492-3033

〈設置年月日〉

平成13年4月1日 市制施行に伴い設置

〈市制施行に向けた取り組み開始から施行までの主な経緯〉

平成12年4月 C.W担当職員等（2名）を県に研修派遣（～平成13年3月）

平成12年8月～平成13年3月 移管事務について個々に1日～3日の研修

平成12年12月 生活保護扶助費関係（予算）について研修

平成13年3月 福祉事務所設置並びに事務委任関係条例規制定

平成13年4月1日 県から事務引継、福祉事務所設置

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 白井市役所内に設置 平成13年10月1日 市役所敷地内に建設した白井市保健福祉センター開所に伴い移動

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 白井市福祉に関する事務所設置条例（平成13年4月1日施行）
- ・ 白井市長の権限の一部を白井市福祉事務所長に委任する規則（平成13年4月1日施行）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 平成13年4月1日号広報誌「しろい」及びホームページによる広報